

整理番号

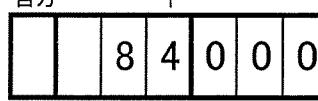
0	0	1	0
---	---	---	---

 - |

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合（例：電車等の切符）、
領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1 : 調査研究費 2 : グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3 : 広聴費 4 : 要請・陳情等活動費 5 : 広報費 【経常的経費】 6 : 人件費 7 : 事務所費 8 : 事務費 9 : 資料購入・作成費 10 : 交通費		

支出年月日	05 年 04 月 28 日 他
支 出 額	百万 千  円 貸賃料 一か月 40,000円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 政務活動費及びその他の議員活動の用途に使用するため7/10の按分とする (按分した場合の積算方法 120,000 × 0.7 = 84,000)
使 途	5月分～7月分 駐車場賃借料
支 出 先	株式会社オフィスナンバーワン

上記のとおり支出しました。

支出者名

杉田 茂実



0010-2

駐車場賃貸借契約書

貸主

代理
株式会社オフィスナンバーワン

借主

杉田茂実事務所

貸主(以下「甲」という。)と借主(以下「乙」という。)とは、この契約書により標記に表示する駐車場について、本契約に付帯する「駐車場賃貸借契約約款」に基づいて賃貸借契約を締結した。

標記A 駐車場の表示

名称	本町1丁目217 石川駐車場	指定場所	一括
所在地	埼玉県熊谷市本町1丁目217番		

標記B 車種

車名 (色)	杉田茂実事務所関係車両に限る	登録番号 (ナンバープレート)	
-----------	----------------	--------------------	--

標記C 契約期間

始期	2019年1月1日	終期	2019年12月31日
----	-----------	----	-------------

標記D 賃料等

賃料	月額 40,000 円 (消費税込)			その他 ()	円
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末 日迄 (翌月分前払)			
賃料等の支払方法	振込	金融機関名 (フリガナ) 口座名義人		預金口座	
			口座番号		

標記E 管理人名

商号(名称)	株式会社オフィスナンバーワン	代表者	日向 弘薰
事務所所在地	埼玉県熊谷市筑波2丁目14番地 末広不動産ビル2階	電話	048-522-1111
免許証番号	埼玉県知事(8)第14255号		

0010-3

標記 F 特約事項

1. 甲は、賃料等に対して消費税等の税金が新たに課税された場合、または減税された場合は、税金が改定された月の賃料等より当該税金の改定額に相当する金額に自動的に改定できるものとし、乙は此れを了承の上、本駐車場（指定場所）を借り受けるものとする。
2. 解約は甲乙共に解約月の前月末日までに通知するものとする。
3. 解約月の賃料は日割り計算しない。

本契約の締結を証する為本書を2通作成し、甲乙及び媒介業者はこれに署名捺印したあと、甲乙各1通を保有する。

西暦 2019年 8月 1日 2019年1月より駐車場を借りていたが、算命から振込に変更、下記
2019年1月まで遡及して契約書を作成

貸主(甲)

住 所 埼玉県熊谷市筑波2丁目14番地 末広不動産ビル2階

株式会社オフィスナンバーワン

氏 名 代表取締役 日向 弘薰 048-522-1111

借主(乙)

住 所 埼玉県熊谷市本町1-181

氏 名 杉田茂実 事務所 生年月日 1968年 8月 19日

TEL (自宅) 携帯 090-3211-6225

勤務先名 TEL 048-526-1313

緊急連絡先(担当者)

住 所

氏 名

TEL 048-526-1313

(媒介・代理)業者

埼玉県知事(10) 第10244号

宅地建物取引士(自署押印)

宅地建物取引士登録番号

号

所在地 埼玉県熊谷市筑波2丁目14番地

氏名

商号 株式会社末広不動産

印

代表者 代表取締役 日向 均

(媒介・代理)業者

国土交通大臣免許

埼玉県知事免許 () 第

宅地建物取引士(自署押印)

号 宅地建物取引士登録番号 () 第

所在地

氏名

印

商号

印

代表者

0010-4

駐車場賃貸借契約約款

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、標記Aに記載する駐車場について、標記Bに記載する自動車の駐車を目的とする賃貸借契約を締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間は、標記Cに記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、期間満了1ヶ月前迄に互いに申し出無き時は、更に同一条件にて自動的に更新されるものとする。

(賃料)

第3条 乙は、標記Dの記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。ただし、振込の場合振込手数料は借主負担とする

2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には、契約期間中であっても協議の上、賃料を改定することができる。

一 土地に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合

二 土地の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合

三 近傍同種の駐車場の賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合

(敷金) 第4条全文削除

第4条 乙は、賃貸借契約から生じる債務の担保として、標記Dに記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本駐車場を明渡す迄の間、敷金をもって賃料、その他の債務と相殺をすることができない。

3 賃料が増額された場合、乙は、標記Dに記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額の差額を、敷金に補填するものとする。

4 甲は、本駐車場の明渡しがあったときは、遅滞なく、敷金の金額を無利息で、乙に返還しなければならない。

5 甲は、本駐車場の明渡し時に、賃料の滞納、その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には、債務の額の内訳を明示し当該債務の額を敷金から差し引くことができる。

(禁止又は制限される行為)

第5条 乙は、駐車場内に契約車以外の自動車、その他諸物件をおいてはならない。

2 乙は、本駐車場を第三者に使用させたり、譲渡若しくは転貸してはならない。

3 乙は、本駐車場に定着物を設置し、又は現状を改造する等の行為をしてはならない。

4 乙は、本駐車場内において有害・危険・若しくは近隣の迷惑となる行為をしてはならない。

(甲の帰属)

第6条 甲は、本駐車場に係わる公租公課を負担するものとする。

(甲の免責)

第7条 甲は、駐車場内で甲の責めに帰すべからざる事由により生じた自動車の盗難・衝突及び破損・人身事故・火災・天災等による事故被害に対して一切の責任を負わない。

(乙の義務及び賠償責任)

第8条 乙は、本駐車場を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

2 乙は、本駐車場内における事故や火災発生等の防止に留意するものとする。

3 乙又はその関係者において、故意・過失・その他の事故により、甲の設備・造作・その他の駐車中の他の車両等に生じた損害は、乙が直ちにその金額を賠償する責めを負う。

(甲の通知義務)

第9条 甲は、次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を乙に通知しなければならない。

一 賃料等支払い方法の変更

二 標記Aに定める指定場所の変更

三 標記Eに記載した管理人の変更

0010-5

(乙の通知義務)

第10条 乙は、次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

- 一 乙の住所・氏名・緊急連絡先・その他の変更
- 二 標記Bに記載する車両の変更

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。

- 一 乙が賃料の支払いを1ヶ月以上怠ったとき
- 二 第8条のいずれかの規定に違反したとき
- 三 契約時に、乙が告げた事実に重大な虚偽があったことが判明したとき
- 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき

(甲からの解約)

第12条 甲が契約期間満了前に甲の都合により本賃貸借契約を解除しようとするときは、明渡し月の前月末日迄に乙に予告することを要し、乙は予告された明渡し期日迄に甲に明渡すものとする。

(乙からの解約)

第13条 乙は、甲に対して解約月の前月末日迄に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れ月の翌月分賃料を甲に支払うことにより、隨時本契約を終了させることができる。

(車両の移動)

第14条 本駐車場の保全、防犯、防火その他管理上の事由により、甲は車両の移動その他必要な措置をとることができるものとする。

(明渡し)

第15条 乙は、本契約終了後、使用場所内の残置物を撤去し本駐車場を明渡すものとする。

- 2 乙が残置物を放置した場合は、甲がこれを適宜処分し、処分に要した費用を乙に請求できるものとする。

(協議)

第16条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(反社会的勢力ではないことの確認)

第17条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 1 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第17号）第2条第二号に規定する。暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下「反社会的勢力」という）ではないこと。
- 2 甲又は乙が法人の場合、自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
- 3 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。
- 4 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ① 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ② 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(特約事項)

第18条 特約事項については標記Fに記載するとおりとする。

整理番号

			4
--	--	--	---

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	5年4月28日, 5月31日, 6月30日
支出額	百万 千 270000円 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	(按分した場合の積算方法 $100,000 \times 0.9 = 90,000 \times 3$ $= 270,000$)
支出先	5、6、7月分 事務所賃借料 株式会社 ヨコハウス

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



貸 室 貸 借 契 約 書

貸主 株式会社ヨコハウス（以下「甲」という）と借主 藤井たけし事務所（以下「乙」という）は、貸室賃貸借について次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。尚、甲は末記の貸室（以下「貸室」という）を下記の各条項によって乙に賃貸する。

（使用目的・賃料及び期間）

第1条

1. 使用の目的 乙の住居として使用し、甲の承諾なしに入居人員の増加・減少、賃借権の譲渡、又は転貸をしてはならない。
2. 賃料及び管理費 賃料（管理費込み） 月額金 100,000 円也
ただし、1ヶ月に満たない月の賃料及び管理費は日割り計算とする。
3. 賃料支払方法 乙は前月末日までに、翌月分を甲の指定する銀行口座へ振込みにて支払う。（振込手数料は乙の負担）

賃料及び管理
費振込先

乙は、乙の責に帰すべき理由（手続き上の支障等）その他により、賃料の支払いを遅延した場合には、遅延利息として年利14.6%相当分の損害金（請求手続実費共）を支払賃料に付して甲に支払わなければならないものとする。ただし、その事前に乙より甲に対して、文書その他による正確な連絡があり、甲がこれを了解した場合にあってはその限りはないものとする。

4. 契約期間 自 令和 1年 6月 1日
至 令和 3年 5月 31日（2年間）
5. 敷 金 敷金は、月額賃料の2ヶ月相当分金 200,000 円也とする。

（貸室の引渡し）

第2条 甲は契約締結後、契約書中に示される賃貸借開始日に貸室を乙に引き渡すものとする。

（賃料の変更）

第3条 本契約の第1条第2項に定める賃料が公租公課その他建物に対する負担の増減、周囲の土地の状況又は物価の変動等によって著しく不相当と認められるようになったとき又は、2年間の期間経過を基本として甲・乙協議のうえこれを変更することができる。

(敷金)

第4条 敷金については、次のとおり定める。

1. 乙は第1条第5項に定める敷金を貸室引渡しを受ける直前に甲に預け入れる。ただし敷金には利息をつけない。
2. 契約期間の満了、解除、解約等により、本契約が終了した場合に、又は乙に賃料、原状回復費その他の債務の未払いがあるときは、甲は敷金をこの債務の弁済に充当することができる。
3. 乙は敷金に関する債権を第三者に譲渡又は債務の担保と同様の結果となる全ての行為をしてはならない。
4. 敷金は本契約が終了し、乙が本契約に定める明け渡しその他本契約に基づく乙の債務を履行した後、すみやかに甲から乙に銀行振込により返還する。

(諸費用の負担区分)

第5条 諸費用の負担区分については、別添表を基本とする。電気、ガス、上水道、衛生費等は賃借料と別に乙が負担し支払うものとし、土地・建物にかかる公租公課等は甲の負担とする。

(借主の誓約事項)

第6条 乙及び入居者である乙の家族は、甲の同意がなければ次のことをすることができない。

1. 第1条第1項に定める使用の目的を変更すること。
2. 借室等の全部又は一部を第三者に転貸すること。
3. 借室等の模様替えを行うこと。

(貸主の権利義務承継)

第7条 甲は本契約期間中建物を第三者に譲渡する場合は、甲の責任に於いて本契約上の甲の権利義務一切をすみやかに譲受人に引き継ぎ、乙に対し迷惑をかけないよう取りはからう。

(契約の解除・解約)

第8条

1. 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合には本契約を解除することができる。

- (1)賃料を1ヶ月以上滞納したとき。又は、無断で1ヶ月以上不在のとき。
- (2)本物件を故意もしくは過失により損傷したとき。(乙の来客・来訪者を含む)
- (3)その他本契約に違反したとき。

なお、甲が上記の規定に基づき本契約を解除したことにより乙が損害を被ることがあっても、甲はその賠償の責めを負わない。

2. 甲もしくは乙が第1条第4項にいう契約期間中において解約を申し出る場合には、文書に

て予告することにより、甲と乙双方共本契約を解約することができる。尚、解約の予告期間については次の各号によるものとする。

- (1) 甲及び乙は契約期間内であっても甲は6ヶ月、乙は1ヶ月の予告期間をもって本契約の解約を申し入れることができる。この場合、本契約は予告期間の満了と同時に終了する。
- (2) 乙は前記(1)にいう予告期間に代え1ヶ月分の賃料相当額を毎月賃料と別途に甲に支払つて即時解約することができるものとする。
3. 期間満了、解約等により本契約が終了するときは、すみやかに乙は本契約終了日までに貸室を甲に明け渡す。

(契約の更新)

第9条 本契約の満了する1ヶ月前までに当事者の一方が相手方に対して本契約を更新しない旨の通知をしなかったときは、さらに2年間を基本として甲・乙協議の上、これを更新することができるものとする。

1. 乙は甲に対し、更新料として月額賃料の新賃料1ヶ月相当分を支払うものとする。

(原状回復)

第10条 乙は本契約が終了・解約・解除された場合又は消滅した場合には、次の各号により建物を公序良俗に云う原状に回復して、全ての鍵と共に遅滞なく甲に明渡さなければならない。

1. 乙は甲との協議のうえ定められた期日までに、乙が貸室等に設置した諸設備・造作その他乙所有の物品を乙の費用と責任において撤去し損傷箇所を修理し、公序良俗に云う原状に回復しなければならない。
2. 前項に関する撤去すべき物品等のとり付けや損傷箇所の原状回復については甲ならびに乙間において速やかに協議を行ないその結果において決定される金額を乙が甲宛に支払うことをもってこれに替えることができるものとする。尚、この金額は敷金より充当することもできるものとする。
3. 乙の残置物は、その所有権を乙が放棄したものとして、甲はこれを任意に処分することができる。尚、これに要する費用は一切乙の負担とし、乙はこれに対し異議を述べない。

(乙の管理責任)

第11条 貸室の管理については、乙が一切の責任を負うものとし、乙は建物を善良なる管理者の注意をもって使用するとともに、生活音や騒音の発生、住環境の整備衛生・各種防災等に対し充分配慮し、万全をはからなければならないものとする。

(禁止事項)

第12条 乙が次の各号のいずれかに該当したときは、甲は何ら催告を要せず、本契約は解除となり、乙は本物件をその該当した日より30日以内に明渡さなければならない。

1. 貸室内において、危険な行為・近隣の迷惑となるような行為・不潔な生活行為や衛生上有害となる行為あるいは貸室に損害を及ぼすような行為等。
2. 石油ストーブの使用。
3. 建物共用部分（廊下・階段・屋上等）を、乙（家族共）以外の第三者に対して、迷惑となるような不用物・自転車類（ベビーカー含）・道具並びに荷物などの放置・保管場所として使用すること。及び、バルコニーにおいて避難救助の妨げとなるような物品（物置等）を設置すること。
4. 本物件内共用部分その他本物件に近接する場合において暴力団の威力を背景に粗野又は乱暴な言動をして、他の入居者、管理者、出入者等に迷惑・不安感・不快感等を与えたとき。
5. 本物件内、共用部分、付属設備等に暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類する物を掲示もしくは搬入したとき。
6. 本物件内に暴力団構成員等を居住させ又はこれらの者を反復継続して出入りさせたとき。
7. 本物件内、共有部分その他本物件に近接する場合において、喧嘩、暴行、傷害、脅迫、酒乱、薬物使用、精神障害等に関する犯罪を敢行し又は乙と関係する者がこれらの犯罪を敢行したとき。（他の住居者並びに管理者及び建物所有者等に対して、故意におとしいれるような噂や中傷、誹謗を敢行することをも含む。）

(ペットの飼育)

第13条 乙は貸室内において動物を飼育する場合は下記事項を守るものとする。

1. 飼育する動物は小型犬・猫・小鳥（鳩カラスは除く）等の小動物に限定する。
2. 動物の保護及び管理に関する法律及び条例、
狂犬病予防法等に規定する飼い主の義務を守るものとする。
3. 自己の居室又は指定された場所以外で、動物にえさや水を与えたり、
排せつをさせないこと。
4. 動物の異常な鳴き声やふん尿から発する悪臭によって、近隣に迷惑をかけないこと。
5. 退去時の原状回復工事にはペットによる傷・臭いへの補修費用を負担する。

(契約の消滅)

第14条 天災、地変その他不可抗力により貸室の全部又は一部が滅失又は破損したときもしくは、貸室の大部分の使用が不可能となった場合、本契約は終了する。

(借主の故意過失による賠償責任)

第15条 乙は乙の故意又は過失によって貸室を損傷し又は、滅失したときは甲に対し即日その損害を賠償しなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第16条 甲及び乙はそれぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1)自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらの準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと
- (2)自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと
- (3)反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと
- (4)自らまたは第三者を利用して次の行為をしないこと
 - ・相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - ・偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

(規定外事項)

第17条 本契約に定めのない事項または疑義に亘る事項については、その都度甲ならびに乙が協議のうえ定める。

2. 本契約に関する紛争については、甲の居住地の裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲・乙各1通を保有する。

令和
元年 6月 1日

賃貸人（甲） 住 所 東京都千代田区神田松永町18番地1

氏 名 株式会社 ヨコハウス
代表取締役 横田 松博

賃借人（乙） 住 所 さいたま市大宮区浅間町2-78 大宮パストラルビル105号室

氏 名 藤井 たけし 事務所

〈 建 物 の 表 示 〉

名 称	大宮パストラルハイム
所 在 地	埼玉県さいたま市大宮区浅間町2丁目78番地
構造規模	鉄筋コンクリート造 3階建 集合住宅
部屋番号	105 号室
床 面 積	48.5 m ²

〈入 居 者〉

フ リ カ ナ 氏 名	続柄	生年月日

(人員 名)

※入居者に変更が生じる場合には事前に賃貸人へ連絡をするものとする。

以上

覚書

賃貸人 株式会社ヨコハウス（以下「甲」という）と 賃借人 藤井たけし事務所（以下「乙」という）とは、令和 元年 6月 1日付甲乙間で締結した貸室賃貸借契約書（以下「原契約」という）の一部変更に関して、次の通り覚書を締結します。

第1条 原契約第1条4.契約期間を次の通り改定します。

令和 3年 6月 1日から令和 5年 5月 31日まで

第2条 本覚書による条項以外の全ての条項は、原契約の通りとします。

この覚書の締結を証するため本書2通を作成し、甲・乙記名捺印のうえ各1通を保有することとします。

令和 3 年 12 月 27 日

東京都千代田区神田松永町18番地1
賃貸人（甲） 株式会社ヨコハウス
代表取締役 横田 松博

住所 さいたま市大宮区浅間町2-78
賃借人（乙） 大宮パストラルハイム105号室
氏名 藤井たけし事務所

一 物件 の 表 示

建物名称 大宮パストラルハイム
所在地 埼玉県さいたま市大宮区浅間町2丁目78番地（住居表示）
構造・規模 鉄筋コンクリート造 3階建
当該貸室 1階部分105号室48.5m²

以上

覚書

賃貸人 株式会社ヨコハウス（以下「甲」という）と 賃借人 藤井たけし事務所（以下「乙」という）とは、令和 元年 6月 1日付甲乙間で締結した貸室賃貸借契約書（以下「原契約」という）の一部変更に関して、次の通り覚書を締結します。

第1条 原契約第1条4.契約期間を次の通り改定します。

令和 5年 6月 1日から令和 7年 5月31日まで

第2条 本覚書による条項以外の全ての条項は、原契約の通りとします。

この覚書の締結を証するため本書2通を作成し、甲・乙記名捺印のうえ各1通を保有することとします。

令和 5年 8月 25日

東京都千代田区神田松永町18番地1
賃貸人（甲） 株式会社ヨコハウス
代表取締役 横田 松博

住所 さいたま市大宮区浅間町2-78
賃借人（乙） 大宮パストラルハイム105号室

氏名 藤井たけし事務所

一 物件の表示一

建物名称 大宮パストラルハイム
所 在 地 埼玉県さいたま市大宮区浅間町2丁目78番地（住居表示）
構造・規模 鉄筋コンクリート造 3階建
当該貸室 1階部分105号室48.5m²

以上

整理番号 5

ちようふ 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

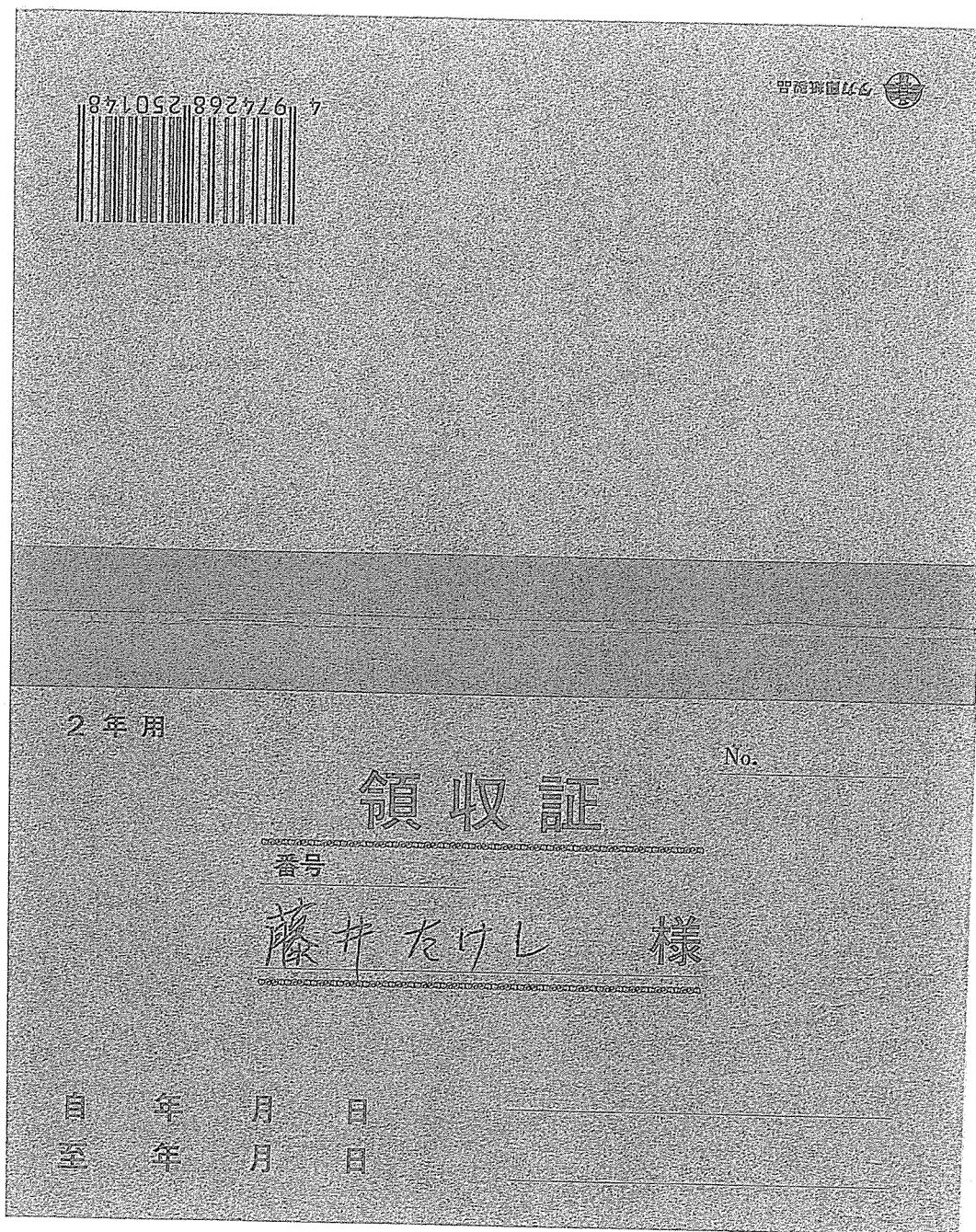
支出年月日	5 年 4 月 28 日 5月31日, 6月30日	支 出 額	百万 千 円 3 2 4 0 0
使 途	5, 6, 7月分駐車場賃借料 政務活動に使用する割合が9/10以上あるため $(12,000 \times 0.9 = 10,800 \times 3)$		

領 収 書 等 貼 付 欄	埼玉県議会自由民主党議員団 $= 32,400$
別紙明細	

〔振込手数料〕

- 〔※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。〕
- 〔※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)〕

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、
 ④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。



約 定

- (1) 契約事項に定められた日にお支払い下さい。
支払遅延又は持参なき為に出張集金の止むなき時は、手数料を申し受けれる時があります。
- (2) 金銭受領における受領印は、当領収証に定めた受領印鑑以外のものを押印してある場合は無効とします。
- (3) この領収証を紛失された時は、ただちにその旨をお届け下さい
お届けなき場合又はお届け以前に生じた損害事故等については
一切その責任を負いません。
- (4) この領収証を賃貸人の承認なく他に譲渡する事は出来ません。

2023年 5月分	2023年 4月 28日 受取りました ¥12000	領 収 印 鑑	
2023年 6月分	2023年 5月 31日 受取りました ¥12000-	領 収 印 鑑	
2023年 7月分	2023年 6月 30日 受取りました ¥12000-	領 収 印 鑑	

年 月分	年 月 日 受取りました	領 収 印 鑑	
年 月分	年 月 日 受取りました	領 収 印 鑑	
年 月分	年 月 日 受取りました	領 収 印 鑑	

整理番号

			6
--	--	--	---

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	□5年□4月□28日, 5月31日, 6月30日
支 出 額	百万 千 □ □ 4 0 5 0 0 円 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	(按分した場合の積算方法 $15,000 \times 0.9 = 13,500 \times 3$ $= 40,500$ 5,6,7月分 駐車場 貸借料
支 出 先	[REDACTED]

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



駐車場賃貸借契約書

年 月 日

賃貸人	住所	[REDACTED]	印鑑	[REDACTED]
	氏名	[REDACTED]		
賃借人	住所	さいたま市大宮区浅間町2-78-105	印鑑	[REDACTED]
	氏名	藤井 健児	印鑑	[REDACTED]

1	場 所	さいたま市大宮区浅間町 2-73-1					
2	駐車場 区画	[REDACTED]					
3	車両	車名	[REDACTED]	登録番号	[REDACTED]	特約	登録車両以外 無断駐車厳禁
4	賃料	一ヶ月	15,000 円	支払方法	当月末翌月分前納	特約	2カ月分滞納の ときは無催告解除
5	期 間	自 年 月 日 至 年 月 日	満 年間			特約	更新可
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人損害負担 車両相互間当事者負担 施設内賃貸人賠償義務なし					
7	権利譲渡 禁 止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止				特約	違反のときは 無催告解除
8	解 約	賃貸人 賃借人 /	カ月前予告 カ月前予告	解約可能			
9	保 証 金	金 0 円也	契約終了時明渡完了と 同時に諸費用控除返還				
10	その他	賃貸人の定める管理規程によるほか賃貸人の指示による。					

複製禁ず 日本法令 契約16-2N 7.1①

整理番号 193

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費		
---------------------------------	---	--	--

支出年月日	6 年 2 月 29 日	支出額	百万 千 円 121896
※政務活動費を充当した金額を記載			
使途	事務所賃借(3月分) $(135,000 + 440) \times 0.9 = 121,896$		

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

 毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、
 お持ち帰りください。REGINA

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
39842	06-02-29	10:26	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥135,000	¥440	
お取引後の残高(円)	おつり		
*****	*****		
お取引現金内訳	認証		
(1万円) (5千円) (1千円)	硬貨		
お振込明細またはご案内	電信		
おサイタマケンソウギン			
サカト			
普通 8289798			
ファインエステート(カ様)			
登録番号 0005			
ご依頼人	オカ"ワタタ"ソセイムカツ"ウシ"ムヨ様		
電話番号	印紙税申告納付につき浦和		
取扱番号 300092	郵便局承認済		

※領収書等には、①年月日、②金額、③印紙税を納付しない場合は印で消してあります。

→

出されたか分かるような記入すること。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

重要事項説明書(建物賃貸借用)

令和4年2月12日

小川直志様

下記の不動産について宅地建物取引業法第35条の規定に基づき次の通りの融資申込みます。
この内容は重要ですかから充分理解されようお願い申し上げます。

免許番号	埼玉県知事(7)第15602号	説明をする住所	登録番号	氏名
免許年月	平成29年5月6日	建物取引士		
主たる事務所の所在地・商号・名称・代表者名	埼玉県坂戸市八幡2-3-2 ファインエスホールド株式会社 代表取締役・伊東	業務に従事する事務所の所在地・商号・名称	埼玉県坂戸市八幡2-3-2 ファインエスホールド株式会社 TEL 049-288-1101	TEL 049-288-1101
表示		物件の表示等		
交賃	通 東武東上線 坂戸駅 徒歩 13分	所在地		
賃料	主 氏名 [REDACTED] 住所: [REDACTED]	種別		
	フайнエスホールド株式会社 管理の委託先 埼玉県坂戸市八幡2-3-2 TEL049-288-1101	構造		

所有者	氏名: [REDACTED] 住所: [REDACTED]	甲区 所有権以外の権利に関する事項	[REDACTED] 有
3. 設備状況等			
水道	公営(メーター専用)	坂戸水道企業団	049-(283)1952
電気	東京電力(メーター専用)	東京電力	012099441
ガス	ス都市ガス(メーター専用)	坂戸ガス	0120-352-025
排水	水公共下水	ガス	無
台所	専用	冷暖房	無
トイレ	専用(水洗)	電話	設置(可)
浴室内	無		
給湯	有(残置物扱い)		※店舗内の物は全て残置物

4. 法令に基づく制限の概要(<input checked="" type="checkbox"/> 有:該当する法令名を○で印すること)			
①新住宅市街地賃貸法 ②新都市基盤整備法 ③流通業務市街地の整備に関する法律 ④農地法			
5. 当該建物が土砂災害警戒区域内外か否か			
6. 当該建物が造成宅地防災区域内か否か			
7. 当該建物が津波災害警戒区域内外か否か			

8. アスペストの調査について(やっていない)

9. 耐震診断について

昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建物(該当しない) 耐震診断の有無(無)

10. 契約の種類及び期間

種類	普通賃貸借
期間	令和4年2月12日から令和7年2月11日迄(3年間)
11. 賃貸条件	
賃料	月額 135,000円(税込)※管理費込み
共益費・管理費	
支払時期・方法	毎月末日迄に翌月分を指定口座へ振り込み(振込口座は契約書記載)
金	賃料の2ヶ月分
敷金	賃料の2ヶ月分
更新に際する事項	1. 協議の上、3年毎に更新することができる。 2. 更新手数料(有:賃料の1ヶ月分+消費税)
(有)	3. 賃料の増減、経済情勢の変動、近隣賃料との不相当など)
敷金等の清算	1. 満滞賃料等、損害金と相殺する 2. 一定の範囲の原状回復費用として敷金が充当される予定(有) (有) 3. 頃吹回復義務の範囲(故意や不具合の放置、貸主の責任によって生じた汚れ、キズ・汚損・破損等)
用途制限	ペット不可・楽器不可。
12. 損害賠償額の予定等に関する事項	
①	借主が故意又は過失により本物件に損害を与えた場合には、その程度に応じて貸主は借主に損害賠償を請求します
②	借主は本契約が解除または終了したにもかかわらず本物件を貸主に明け渡さなかったときは、解除(または終了)した日の翌日から明け渡し完了日まで、賃料の倍額に相当する延滞損害金を支払わなければなりません
13. 契約の解除に関する事項	
(1)	借主は、貸主に於し3ヶ月前に解約を申し出るか又は3ヶ月分の賃料を支払って即時解約できます
(2)	①借主が賃料及び共益費等の支払を怠り貸主が相当な期間を定め催告したにもかかわらず支払がなならないとき又、貸主が使用目的以外に使用するなどの禁止事項の行為や、貸主及び近隣に迷惑をかけ、本契約の繼續が困難であると認められる場合も、貸主は本契約を解除することができます。
14. 建物完成時の形状・構造等	該当しない
15. 支払金または積み金の保全措置の概要	保全措置 謹じない
16. 銀銭貸借のあっせん	無
17. 供託所等に開設する説明	東京都千代田区紀尾井町3-30 (公)不動産保証協会の名所所在地 (公)不動産保証協会新玉本部 埼玉県さいたま市西浦1-11-39 東京都千代田区大手町1-3-3 東京都法務局
18. 備考	

以上について宅地建物取引士から取引士証を提示の上重要な事項の説明を受け、重要事項説明書を受領しました。なお契約成立時には報酬額 135,000円 を支払ことを誓いました。

令和4年2月12日

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

住所

[REDACTED]
[REDACTED]

整理番号 16

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---------------------------------	---

支出年月日	5 年 4 月 30 日	支出額	百万 千 円 16200
<small>※政務活動費を充当した金額を記載</small>			
使途	駐車場 貸借料(3台分) $18000 \times 0.9 = 16200$		

領収書等貼付欄	埼玉県議会自由民主党議員団
領 収 証	
<small>No._____</small>	
<u>小川たたし事務所様</u>	
<small>2023年 4月 30日</small>	
<small>★ 18,000 -</small>	
<small>但 5月分</small>	
<small>上記正に領収いたしました</small>	
<small>内訳</small>	
<small>税抜金額</small>	
<small>消費税額等(%)</small>	
<small>※領収書等の記載欄は、(1)支拂済の場合は「支拂済」(2)未支拂の場合は「未支拂」(3)領收書の記載欄に記載(4)宛行者、(5)宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、空白に備記すること。)。</small>	
<small>※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。</small>	

駐車場賃貸借契約書

貸主 [REDACTED] を甲、借主小川ただし事務所を乙として甲、乙は標記記載の土地(以下本件土地といふ。)について駐車場の賃貸借に関し、本日下記の通り合意したので賃貸借契約を締結する。

1. 標記

賃貸借方式	駐 車 場 賃 貸 借	
土地の表示	所 在	埼玉県坂戸市八幡1-3-3
	地番・地積	埼玉県坂戸市八幡1-3-3
賃料等	賃 料	月額 1区画につき 6,000 円
	保証金	

(○) 第 1 条 甲は、標記記載の土地(以下本件土地といふ。)を駐車場として賃貸し、乙はこれを賃する。

第 2 条 乙は、本件土地を乙、又は乙への来客のための駐車場の目的にのみ使用し、その他の利用に供してはならない。

第 3 条 賃料は、標記記載のものとし乙は甲に対し毎月末日に翌月分の賃料を甲の指定する銀行口座に振込むものとする。振込手数料は乙の負担とする。

2 契約の始期、及び終期において1ヶ月に満たない端数の期間を生じた場合のその月の賃料は1ヶ月を30日として日割り計算による。

3 賃料の改定は契約日より1年を経過する毎に法令の制定改廃、経済情勢の変動、租税公課等の増加、付近の土地価格、又は土地の賃料の著しい変動、その他の事情により第1項に基づき決定した賃借料の増額が必要となった場合には甲、乙協議の上これを決定する。

[甲の支払い条件]

毎月末の日曜日に翌月の使用料を現金にて持参する

第 4 条 賃貸借期間は、契約日より1年間とする。但し、期間満了3ヶ月前までに当事者いずれかから書面による解約の意思表示をしないときは、本契約は自動的に1年間延長するものとし、以後期間満了になった場合も同様とする。

第 5 条 乙は、その責任において駐車場を管理し事由の如何を問わず事故(対人、対物を問わない)に基づく責任の一切を負担する。

16-2

第 7 条 乙は、次の各号に掲げる行為をすることができない。

1 本件土地の賃借権を第三者に譲渡、又は転貸すること。

2 本件土地に建物を建築すること、その他本件土地の現状に変更を加えること。

第 8 条 甲は、乙が本契約の各条項に違反したときは、何らの催告を要しないで直ちに本契約を解除することができる。

第 9 条 本契約が終了したときは、乙は直ちに自動車を移動し、かつ残留品を収去し、本件土地を原状に復して甲に返還するものとし、乙は甲に対し契約の翌日から原状回復完了に至るまで返還が遅れた場合は当時の賃料の 3 倍に相当する損害金を支払う。甲は乙の残留物の処分をすることができる。

第 10 条 甲は、本件土地の公租公課を負担し、本件土地を使用するために必要な諸手続費用、農地転用・地目変更の土地造成費用、その他土地開発にかかる費用、維持管理に伴う費用は乙の負担とするものとする。

第 11 条 本契約が解除された場合、乙は立退料その他の名目の如何を問わず金品の支取一切甲に対して請求しない。

令和 4 年 7 月 15 日

以上のとおり、契約が成立したので本契約書 2 通を作成して、各々 1 通を所持する。

○
貸 主(甲)

[REDACTED]

○
借 主(乙) 小川直志事務所

[REDACTED]
埼玉県坂戸市八幡 1-1-2

整理番号

			6
--	--	--	---

ちようふ 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7: <input checked="" type="circle"/> 事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費									

支出年月日	令和 <input type="text" value="5"/> 年 <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="4"/> 月 <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="0"/> 日 他	支 出 額	百万 千 円 <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="9"/> <input type="text" value="7"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/>
使 途	※政務活動費を充当した金額を記載		

領 収 書 等 貼 付 欄

③事務所家賃 110,000円(1か月) × 3か月 = 330,000円

330,000 円 × 0.9 = 297,000 円

政務活動に使用する割合が9/10であるため

〔※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。〕

〔※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。〕

〔別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。〕

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

6

1

領 収 証

金額

様

No.

収入印紙

年 月 日 上記正に領收回しました

内訳

現金

小切手

手形

消費税額等(%)

領 収 証

金額

様

No.

収入印紙

年 月 日 上記正に領收回しました

内訳

現金

小切手

手形

消費税額等(%)

コクヨ ウケ-92

領 収 証

金額

様

No.

収入印紙

年 月 日 上記正に領收回しました

内訳

現金

小切手

手形

消費税額等(%)

コクヨ ウケ-92

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という。)と借主 美田宗亮 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	采女貸事務所	階 号室	
	所 在 地	(住居表示)埼玉県三郷市采女1-91	区画番号()	
		(登記簿)三郷市采女1丁目91番地		
	構 造	軽量鉄骨造 木造瓦葺／(2)階建		
	種 類	物置居宅	新築年 月	平成18年 9月
	面 積	115.08m ² の一部		
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所

頭書(3) 契約期間

2022年 4月 1日 から	2025年 3月 31日まで (3年間)
目的物件の引渡し時期	2022年 4月 1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 110,000 円 (内消費税相当額 10,000 円)	管理・ 共益費	月額 円 (別途消費税相当額 円)
家 財 保 険 料	円	敷 金	1,000,000 円 (預かり済)
更新料	100,000 円	事務 手数料	55,000 円
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No. 本 数	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 日まで	
賃料等 の支 払 方 法	□振込		
	☑持参	持参先	埼玉県三郷市采女1-91
	□口座引落	委託会社名	

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先	(氏 名)
(担当者)	(自 宅) T E L

(勤務先) T E L	(会社名・部署名)
(携 帯) T E L	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸 主	氏名	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]

管理業者	商号又は名称
所 在 地	T E L
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号	
国土交通大臣()第 号	
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	
※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士:登録番号)
※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所 有 者	氏名
	住所

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	□連帯保証人	氏名	
		住所	
	□家賃債務保証業者の提供する保証	極度額	円
		家賃債務保証業者名	
		主たる事務所の所在地	
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣()第 号

頭書(8) 更新に関する事項

甲乙協議の上決定するものとします。

頭書(9) 特約事項

1. 賃料に電気代、水道代、家具代を含めるものとします。
2. 駐車場1台含めるものとします。
3. 2か月前更新とします。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

2022年1月27日

甲・貸主	氏名	TEL	
	住所		
乙・借主	氏名	美田宗亮	TEL 048-951-5826
	住所		
丙・連帯保証人	氏名	印	TEL
	住所		
	極度額	円	

	A		B	
宅地建物取引業者	主たる事務所所在地・TEL	埼玉県吉川市美南5-7-5 048-984-0729	主たる事務所所在地・TEL	
	商号又は名称	株式会社KBMプロパティー	商号又は名称	
	代表者の氏名	小林 充則	代表者の氏名	印
免許証番号	埼玉県 知事 (1) 第 24414号	免許証番号	大臣 知事 () 第 号	
免許年月日	令和3年 2月 19日	免許年月日	年 月 日	
氏 名	[REDACTED]	氏 名	印	
登録番号	([REDACTED] 号)	登録番号	() 第 号	
業務に従事する事務所名	株式会社KBMプロパティー	業務に従事する事務所名		
事務所所在地	埼玉県吉川市美南5-7-5	事務所所在地		
TEL	048-984-0729	TEL		

*印は原則として実印

*この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍同種の建物の賃料に比較し、賃料が不相当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。

4 賃料に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

4 共益費に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

3 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器備品等に対する火災保険(借家人賠償責任保険)に加入するものとする。

(敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることができない。

3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、敷金に補填するものとする。

4 甲は、明渡しまでに生じた本契約から生じる乙の一切の債務を敷金から控除しなお残額がある場合

には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。

- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に交付するものとする。

- 2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって当該債務の弁済に充てることができない。
- 3 貸料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新貸料額と旧貸料額との差額を、保証金に補填するものとする。
- 4 甲は、保証金から頭書(4)に記載する償却分を差し引き、さらに明渡しまでに生じた本契約上の乙の一切の債務を控除しなお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。
- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(反社会的勢力ではないことの確認)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
- ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
- イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)に記載する事業内容を変更してはならない。
- 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料のヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
- 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
- 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行ってはならない。
- 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
- 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
- 三 騒音等の迷惑行為を行うこと

- 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき反社会的勢力に担保の用に供すること
 - 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
 - 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
 - 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
- 一 階段・廊下等共用部分への物品を置くこと
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入室に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、又は複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

第10条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用は、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については、乙が負担し、他の修繕については甲が負担するものとする。

- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合に、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、本物件内に破損箇所が生じたときは、甲にその旨を速やかに通知し修繕の必要について協議するものとする。その通知が遅れて甲に損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。
- 4 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕をすることができる。この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。
- 5 乙は、次の各号に掲げる修繕は、甲への通知及び承諾を要することなく、自らの負担において行うことができる。
 - 一 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないとときは、本契約を解除することができる。

- 一 乙が賃料又は共益費の支払義務を2ヶ月以上怠ったとき
 - 二 乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕を要する費用の負担義務を怠ったとき
- 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されずに当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。

- 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
 - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条に規定する義務のいずれかに違反したとき
 - 三 入室時に、乙又は連帯保証人について告げた事実に重大な虚偽があったことが判明したとき
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
 - 五 銀行取引の停止
 - 六 破産手続きの開始
 - 七 民事再生手続きの開始
 - 八 会社更生手続きの開始
 - 九 特別清算手続きの開始
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
 - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
- 4 甲は、乙が第7条第2項に規定する義務に違反した場合又は第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

- 第12条 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料又は賃料相当額を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、隨時に本契約を終了することができる。

(一部滅失等による賃料の減額等)

- 第13条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰すべき事由によらないときは甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の要否や程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。
- 2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

(契約の終了)

- 第14条 本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによつて終了する。

(明渡し)

- 第15条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならない。
- 4 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(明渡し時の原状回復)

- 第16条 本物件の明渡し時において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年劣化を除き、本物件を原状回復しなければならない。ただし、自然災害等乙の責めに帰することができ

ない事由により生じたものについては、原状回復を要しない。

- 2 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去するものとする。

(立入り)

- 第17条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
- 3 解約申入れ後において、本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

- 第18条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。
- 一 賃料等支払い方法の変更
 - 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

- 第19条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。
- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
 - 二 長期に休業するとき
 - 三 連帯保証人の住所又は所在地、氏名、緊急の連絡先その他の変更
 - 四 連帯保証人の死亡又は解散
 - 五 連帯保証人の破産開始決定等連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき

(延滞損害金)

- 第20条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

- 第21条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。
- 2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。
- 一 頭書(7)記載の連帯保証人(以下本項において「丙」という)は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする
 - 二 丙が個人であるときには、前号の丙の負担は、頭書(7)及び記名押印欄に記載する極度額を限度とする
 - 三 丙が個人であるときには、丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときは、確定するものとする
 - ア 甲が、丙の財産について、賃料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の実行の手続の開始があったときに限る
 - イ 丙が破産手続き開始決定を受けたとき

ウ 乙又は丙が死亡したとき

四 前号に規定する場合又は丙が連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第19条の規定に基づき乙（前号ウの乙が死亡したときは乙の相続人）は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする

五 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする

六 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない

七 乙は、本契約の締結に先立ち、丙に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供したことを、甲に對し確約する

ア 乙の財産及び収支の状況

イ 本契約から生じる乙の債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

ウ 本契約から生じる乙の債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

3 頭書(7)で「家賃債務保証業者の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一 頭書(7)記載の家賃債務保証業者が提供する保証の内容については、別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するため必要な手続きをとらなければならない

二 乙が、前号の手続きをとらない場合、その他乙の責めに帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない

三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(免責)

第22条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められる事故（第14条の場合を含む。）、又は、甲若しくは乙の責めによらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責めを負わないものとする。

(協議)

第23条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第24条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要が生じたときは、本物件の所在地を管轄する地方（簡易）裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(更新に関する事項及び特約事項)

第25条 前条までの規定以外の更新に関する事項及び特約事項については、頭書（8）又は（9）記載のとおりとする。

整理番号

 193

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】									
	1:調査研究費	2:グループ活動費								
【広聴・広報活動費】										
	3:広聴費	4:要請・陳情等活動費	5:広報費							
【経常的経費】										
	6:人件費	7:事務所費	8:事務費							
	9:資料購入・作成費	10:交通費								

支出年月日	R5年5月1日 R5年5月31日 R5年6月30日	□□年□□月□□日	R5年7月31日 R5年10月31日 R6年1月31日 R5年8月31日 R5年11月30日 R6年2月29日 R5年10月2日 R6年1月2日 R6年3月27日
支 出 額	$3190 \times 124 \times \frac{9}{10} = 34,452$	百万 千	□□□ 3 4 4 5 2 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	9 10 政務活動に使用する割合が以上であるため
使 途	倉庫賃料金		
支 出 先	(株)URコミュニティー浦和住まいセンター		

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



令和6年3月28日 発行

倉庫賃貸借契約証明書

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ
浦和住まいセンター長



<お問合先>
浦和住まいセンター
TEL:048-711-7150

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

1 団地名等

- ・団地名 田島団地
- ・倉庫番号 [REDACTED]

2 契約名義人 荒木 裕介

3 契約締結日 平成28年8月13日

4 使用開始可能日 平成28年8月13日

5 受領済敷金額 9,396円

6 賃貸料の額 賃貸料 3,190 円／月

備考

記載事項無し（手書き追記無効）

以上

令和6年3月28日 発行

倉庫賃料支払証明書

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社UR コミュニティ
浦和住まいセンター長



印

<お問合先>
浦和住まいセンター
TEL:048-711-7150

下記のとおり支払があったことを証明します。

記

1 団地名等

- ・団地名 田島団地
- ・倉庫番号 [REDACTED]

2 契約名義人 荒木 裕介

3 支払状況

倉庫賃料支払月	賃料
令和5年4月分	3,190 円
令和5年5月分	3,190 円
令和5年6月分	3,190 円
令和5年7月分	3,190 円
令和5年8月分	3,190 円
令和5年9月分	3,190 円
令和5年10月分	3,190 円
令和5年11月分	3,190 円
令和5年12月分	3,190 円
令和6年1月分	3,190 円
令和6年2月分	3,190 円
令和6年3月分	3,190 円

備考

記載事項無し（手書き追記無効）

以上

整理番号

1	9	4
---	---	---

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】									
	1:調査研究費	2:グループ活動費	3:広聴費	4:要請・陳情等活動費	5:広報費	6:人件費	7:事務所費	8:事務費	9:資料購入・作成費	10:交通費
【広聴・広報活動費】										
【経常的経費】										

支出年月日	R5年5月1日 R5年5月31日 R5年6月30日	□□年□□月□□日	R5年7月31日 R5年10月31日 R5年1月31日 R5年8月31日 R5年11月30日 R5年2月29日 R5年10月2日 R5年1月2日 R5年2月2日
支 出 額	8030×12ヶ月× <u>9</u> / <u>10</u> =86724	百万 千	86724 円
	※ 政務活動費を充当した金額を記載		
使 途	馬車代金		
支 出 先	(株)URコミュニティー浦和住まいセンター		

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



令和6年3月28日 発行

有料駐車場利用契約証明書

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ
浦和住まいセンター長



<お問合先>
浦和住まいセンター
TEL:048-711-7150

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

1 団地名等

- ・団地名 田島団地
- ・駐車場番号 [REDACTED]

2 契約名義人 荒木 裕介

3 契約締結日 平成4年12月20日

4 利用開始可能日 平成4年12月20日

5 受領済敷金額 21,630円

6 利用料金の額 利用料金 8,030円／月

備考

記載事項無し（手書き追記無効）

以上

令和6年3月28日 発行

駐車場利用料金支払証明書

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニケーションズ
浦和住まいセンター長印

<お問合先>
浦和住まいセンター
TEL:048-711-7150

下記のとおり支払があったことを証明します。

記

1 団地名等

- ・団地名 田島団地
- ・駐車場番号 [REDACTED]

2 契約名義人 荒木 裕介

3 支払状況

駐車場利用料金支払月	利用料金
令和5年4月分	8,030 円
令和5年5月分	8,030 円
令和5年6月分	8,030 円
令和5年7月分	8,030 円
令和5年8月分	8,030 円
令和5年9月分	8,030 円
令和5年10月分	8,030 円
令和5年11月分	8,030 円
令和5年12月分	8,030 円
令和6年1月分	8,030 円
令和6年2月分	8,030 円
令和6年3月分	8,030 円

備考

記載事項無し（手書き追記無効）

以上

整理番号 18

ちようふ 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	<p>【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---------------------------------	---

支出年月日	15 年 5 月 11 日 他	支出額	百万 千 円 5 4 0 0 0
※政務活動費を充当した金額を記載			
使途	セキュリティ代 (25.4~6月分)		

領収書等貼付欄

別紙代

- ※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
- ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

(20,000 × 3月分) × 9/10

政務活動に使用する割合が9/10以上であるため

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かいるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※接分した場合は、積算方法を余白に記載すること。



出入金明細照会

口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
[REDACTED] 支店	普通	[REDACTED]	カハシ マサオ

出入金明細

照会範囲：2023年05月01日～2023年05月01日 照会件数：3件

2023年05月06日 16時10分28秒時点の情報です。

全件数：3件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
[REDACTED]				[REDACTED] 円
2023年05月01 日	20,000円		セコム	[REDACTED] 円
[REDACTED]				[REDACTED] 円

全件数：3件

自動口座振替のご案内

請求書番号 2303726972

高橋 政雄 様

[お問い合わせ先]
セコム株式会社
東浦和営業所
〒 336-0926
埼玉県 さいたま市 緑区 東浦和 7丁目
48-12 ガリレオビル3F
電話番号：048-810-4149

毎度格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
さて、下記のとおりご指定口座から口座振替させていただきますので、ご案内申し上げます。

2023年04月04日

ご請求金額	¥20,000
振替予定日	2023年05月01日



お知らせ	
通信欄	



出入金明細照会

口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
[REDACTED] 支店	普通	[REDACTED]	タガシ マサオ

出入金明細

照会範囲：2023年05月31日～2023年05月31日 照会件数：2件

2023年06月09日 15時23分48秒時点の情報です。

全件数：2件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
2023年05月31 日	20,000円		セコム	[REDACTED] 円

全件数：2件

自動口座振替のご案内

請求書番号 2304849324

高橋 政雄 様

[お問い合わせ先]
セコム株式会社
東浦和営業所
〒336-0926
埼玉県さいたま市緑区東浦和7丁目
48-12 ガリレオビル3F
電話番号: 048-810-4149

毎度格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
さて、下記のとおりご指定口座から口座振替させていただきますので、ご案内申し上げます。

2023年05月02日

ご請求金額	¥20,000
振替予定日	2023年05月31日

セコム株式会社



お知らせ	
通信欄	

ご不明な点、お気付きの点がございましてたらお手数ですが、ご連絡いただきますようお願い申し上げます。



出入金明細照会

口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
支店	普通		カバシ マサオ

出入金明細

照会範囲：2023年06月30日～2023年06月30日 照会件数：3件

2023年06月30日 15時29分07秒時点の情報です。

全件数：3件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
				円
2023年06月30 日	20,000円		セコム	円

全件数：3件

自動口座振替のご案内

請求書番号 2305992428

尚倚 叱雄 倚

[お問い合わせ先]
セコム株式会社
東浦和営業所
〒 336-0926
埼玉県 さいたま市 緑区 東浦和 7丁目
48-12 ガリレオビル3F
電話番号: 048-810-4149

毎度格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
さて、下記のとおりご指定口座から口座振替させていただきますので、ご案内申し上げます。

2023年06月02日

ご請求金額	¥20,000
振替予定日	2023年06月30日

セコム株式会社



お知らせ	
通信欄	

整理番号 25

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】	
	1:調査研究費	2:グループ活動費
	3:広聴費	4:要請・陳情等活動費
	5:広報費	
	6:人件費	7:事務所費
【経常的経費】	8:事務費	
	9:資料購入・作成費	10:交通費

支出年月日	□5年□5月□1日	支 出 額	百万 千 円
		□□□□□□□□754	※政務活動費を充当した金額を記載
使 途	ダスキンレンタ代 $1,507 \times \frac{1}{2} = 754$		
領 収 書 等 貼 付 欄			
政務活動及びその他の議員活動の用途に使用するため1/2の按分とする			
発行日 2023年5月1日 領収額 1,507			

ダスキンフランチャイズチェーン加盟店

お客様名 7670 4875 8162 4901
小島 信昭 様
 ポイントカード

**納品・請求書
兼 領 収 書**

株式会社ダスキンサークル 東京支店
 ダスキン宮原支店
 〒331-0812 さいたま市北区宮原町1丁目675-2
 TEL 048-654-0388 FAX 048-654-0390

No. 100324634300

発行日 2023年 5月 1日 次回訪問日 2023年 5月 29日 取引 現金

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品		回収		訂正		備考
				納品	回収	金額	納品	回収	金額	
ベーシックマットS・G	BSG	4W	1	1	693	1	1	693		
ニューダスキン小モップ	N-SAC	4W	1	1	814	1	1	814		

印 紙
(万円以上
貼 付)

前回未収残	税抜金額		消費税		合計金額		領収額	
	訂正後	税抜金額	訂正後	消費税	訂正後	合計金額	訂正後	領収額
	1,370		137		1,507		1,507	

確認サイン

担当者名

127

(4)発行者、(5)宛名が記載されていること、(6)記載がない場合は、示す。記載がある場合は記載すること。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 7

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1 : 調査研究費 2 : グループ活動費		
	【広聴・広報活動費】 3 : 広聴費 4 : 要請・陳情等活動費 5 : 広報費		
	【経常的経費】 6 : 人件費 7 : 事務所費 8 : 事務費		
	9 : 資料購入・作成費 10 : 交通費		

支出年月日	支 出 額	百万 千 円
[] 5 年 [] 5 月 [] 1 日 及5月31日,6月30日	支出額	 2 9 0 4 0
※政務活動費を充当した金額を記載		
使 途	事務所セコム使用料 令和5年4,5,6月分 36,300 × 0.80 = 29,040	

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

セコム株式会社

4月分	12100 円	×	0.8	=	9680 円
5月分	12100 円	×	0.8	=	9680 円
6月分	12100 円	×	0.8	=	9680 円
	円	×		=	円
	合計			29040	円

政務活動に使用する割合が8/10以上であるため按分した額とする

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。

(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

別紙明細

埼玉県議会 自由民主党議員団 木下博信

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

1 2 3 4 5 6 7

領 収 書 貼 付 欄

埼玉県議会自由民主党議員団

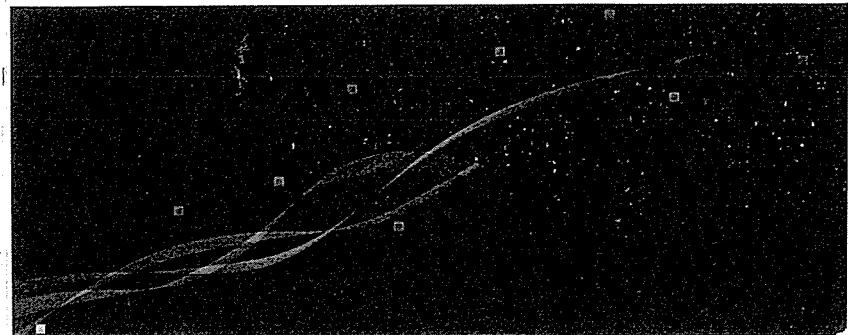
年 月 日	摘要	お支払金額	お預り金額
05-05-01	振替	*12,100	セコム、カ
05-05-31	振替	*12,100	セコム、カ

店番 口座番号

埼玉県議会 木下 博信様

埼玉りそな銀行

普通預金通帳



年 月 日	摘要	お支払金額	お預り金額
05-06-30	振替	*12,100	セコム、カ

整理番号 23-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】	
	1:調査研究費	2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】	
	3:広聴費	4:要請・陳情等活動費
	【経常的経費】	
	5:広報費	
	6:人件費	7:事務所費
	8:事務費	
	9:資料購入・作成費	10:交通費

支出年月日	□5年□5月□2日	支出額	百万 千 円
使 途	事務所家賃(5ヶ月分) 政務活動の使用する割合が8/10のため 自民党越谷支部と共同事務所のために半 $133,100円 \div 2 \times \frac{8}{10} = 53,240円$		

領 収 証

No. 007713

浅井 明 様 2023年5月19日

金額 ¥ 133,100-

但し森田ビル201号室 2023年5月分賃料として(2023年5月2日入金)

上記の金額正に領収いたしました

200円

内訳

税抜金額

消費税額等(%)

- 本社 〒340-0016 埼玉県草加市中央2丁目1番5号
TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3029
- 獨協大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市栄町三丁目4番6号
TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582
- 草加店 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1
TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140
- 竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号
TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403
- 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8
TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3885



社印・扱者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。

+3-2

建物賃貸借契約書(事業用)

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	森田ビル		
所在地(住居表示)	埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-24		
構造・規模	鉄骨造陸屋根3階建て		
用途	事務所		
契約面積	2階部分	35,34 m ²	

(2) 使用目的

県政事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2020年7月1日から	3年0月間	
終期	2023年6月30日まで		

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 貸料等

賃料	月額	117,700 円	(内消費税等	10,700 円	・税率 10 %)
共益費(管理費)	月額	15,400 円	(内消費税等	1,400 円	・税率 10 %)
保証金(敷金)		321,000 円	賃料の	3ヶ月相当額	
保証金(敷金) の償却・敷引		1. 貸主は、借主に対し延滞賃料、損害賠償金その他の債権を有するときは、いつでも敷金からそれらを差し引く(相殺する)ことができる。この場合、借主は直ちに、差し引かれた敷金を補充しなければならない。2. 貸主は、この契約が終了し借主が本事務所の明け渡しを完了した後3ヶ月以内に、貸主の住所又は貸主の指定する場所において、敷金から前項の相殺分を差し引いて、残額を借主に返還する。			
		円			円
礼金		バ 円			
賃料等の 支払方法	支払時期	翌月分を毎月	27日までに支払う		
	振込口				
	振込先金融機関名・支店名			口座種別	
	口座番号		口座名義人・フリガナ		
	振込手数料負担者	借主	持参先		

(5) 貸主

貸主	氏名		電話	()
住所				

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,194,400 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (■ 有 □ 無)

更新料の金額	■ 新賃料の 1 ヶ月分 □	円
--------	----------------	---

特約条項

- ・借主は貸主に無断で建物敷地内にものを置くことはできないこととする。但し貸主の承諾を得た場合はこの限りではない。
- この場合借主は書面にて承諾の依頼をするとともに配置図などを添付することとする。
- 貸主は借主に対し書面により承諾することとする。
- ・看板を使用する場合は、別途で毎月5,000円(法定消費税別途)を支払うこととする。
- ・更新料は賃料1ヶ月分に別途法定消費税がかかります。
- ・更新時、更新事務手数料として賃料の0.5ヶ月分(別途法定消費税)がかかります。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和2年6月7日

貸主 住所

氏名

電話番号

借主

住所 越谷市越ヶ谷1丁目8-6

氏名

電話番号 048(962)5777

連帯保証人

住所

氏名

電話番号

極度額

3,194,400 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様 媒介 代理取引態様 媒介 代理

免許証番号 国土交通大臣(4) 第 6029 号

免許証番号 第 号

事務所所在地 埼玉県草加市栄町3丁目4-6

事務所所在地

商号 株式会社 ベストハウジング

商号

代表者等 八巻 康雄

代表者等

登録番号 () 第 号

登録番号

宅地建物取引士

宅地建物取引士

整理番号

			24	-1
--	--	--	----	----

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】		
	1:調査研究費 2:グループ活動費		
	【広聴・広報活動費】		
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費		
	【経常的経費】		
	6:人件費	7:事務所費	8:事務費
	9:資料購入・作成費	10:交通費	

支出年月日	<table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td>5</td><td>年</td><td>5</td><td>月</td><td>2</td><td>日</td></tr></table>	5	年	5	月	2	日	支 出 額	<table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td>百万</td><td>千</td><td>円</td></tr><tr><td>4</td><td>4</td><td>00</td></tr></table>	百万	千	円	4	4	00
5	年	5	月	2	日										
百万	千	円													
4	4	00													
※政務活動費を充当した金額を記載															
使 途	事務所看板代(5月分) $5,500 \text{ 円} \times 8/10 = 4400 \text{ 円}$ 政務活動に使用する割合が $8/10$ 以上であるため														

領 収 証

No. 007715

浅井 明 様

2023年5月19日

金額

¥ 5,500-

但し森田ビル201号室 2023年5月看板代(1)として(2023年5月2日入金)

上記の金額正に領収いたしました

収入印紙

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

BEST HOUSING

株式会社ベストハウジング

- 本 社 〒340-0016 埼玉県草加市中央2丁目1番5号
 TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3029
 獨協大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市栄町三丁目4番6号
 TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582
 草 加 店 〒340-0034 埼玉県草加市冰川町2129番地1
 TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140
 竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号
 TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403
 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8
 TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3883

扱者印



社印・扱者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。

24-2

建物賃貸借契約書(事業用)

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	森田ビル	
所在地(住居表示)	埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-24	
構造・規模	鉄骨造陸屋根3階建て	
用途	事務所	
契約面積	2階部分	35,34 m ²

(2) 使用目的

県政事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2020年7月1日から	3年0月間	
終期	2023年6月30日まで		
貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。			

(4) 貸料等

賃料	月額	117,700 円	(内消費税等	10,700 円	・ 税率 10 %)
共益費(管理費)	月額	15,400 円	(内消費税等	1,400 円	・ 税率 10 %)
保証金(敷金)		321,000 円	賃料の 3ヶ月相当額		
保証金(敷金) の償却・敷引			1. 貸主は、借主に対し延滞賃料、損害賠償金その他の債権を有するときは、いつでも敷金からそれらを差し引く(相殺する)ことができる。この場合、借主は直ちに、差し引かれた敷金を補充しなければならない。2. 貸主は、この契約が終了し借主が本事務所の明け渡しを完了した後3ヶ月以内に、貸主の住所又は貸主の指定する場所において、敷金から前項の相殺分を差し引いて、残額を借主に返還する。		
礼金		円			円
賃料等の 支払方法	支払時期	翌月分を毎月 27 日までに支払う			
	■ 振込口				
	振込先金融機関名・支店名			口座種別	
	口座番号		口座名義人・フリガナ		
	振込手数料負担者	借主	持参先		

(5) 貸主

貸主	氏名		電話	()
	住所			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

24-3

(6) 連帯保証の極度額

極度額

3,194,400 円

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (■ 有 □ 無)

更新料の金額

■ 新賃料の 1 ヶ月分

円

特約条項

- ・借主は貸主に無断で建物敷地内にものを置くことはできないこととする。但し貸主の承諾を得た場合はこの限りではない。
この場合借主は書面にて承諾の依頼をするとともに配置図などを添付することとする。
貸主は借主に対し書面により承諾することとする。
- ・看板を使用する場合は、別途で毎月5,000円(法定消費税別途)を支払うこととする。
- ・更新料は賃料1ヶ月分に別途法定消費税がかかります。
- ・更新時、更新事務手数料として賃料の0.5ヶ月分(別途法定消費税)がかかります。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和2年 6月 7日

貸主 住所

氏名

電話番号

借主 住所

越谷市越ヶ谷 1丁目8-6

氏名 三井 明

電話番号 048(962)5777

連帯保証人 住所

氏名

電話番号

極度額

3,194,400 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様

媒介 代理取引態様 媒介 代理

免許証番号

国土交通大臣(4) 第 6029 号

免許証番号

事務所所在地

埼玉県草加市栄町3丁目4-6

事務所所在地

商号

株式会社 ベストハウジング

商号

代表者等

八巻 康雄

代表者等

登録番号

() 第 []

登録番号

宅地建物取引士

宅地建物取引士

印

印

印

整理番号

		/	10
--	--	---	----

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費		

支出年月日	支 出 額	百万 千 円
[] 5 年 [] 5 月 [] 8 日		3 4 6
使 途	備品(レンタルマット) 政務活動に使用する割合が 9/10以上であるため	
領 収 書 等 貼 付 欄		

領収書

2023年05月08日 11:59

No.2229052

新井一徳県政調査事務所

様

お問合せ番号 : []

住所 :

北本市中央1-81

TEL:048-594-1600

契約日付 : 20110826

配達日付 : 20230508

順番 : 011-00

設置場所 :

9時半～17時半 土日休
毎度ありがとうございます。
下記の通り受領致しました。

ユニオンマット灰UNHS

1 @350

￥350

小計 :	¥ 350
消費税 :	¥ 35
合計 :	¥ 385

備考 :

お知らせ 「GW」の為、
配達曜日が多少変更になりますので
宜しくお願い致します。

株式会社クリーン・モア

お問合せ先 : 本社サポートセンター
〒123-0864

東京都足立区鹿浜2丁目27番地9号
電話 : 03-3857-2233
FAX : 03-3857-1233
締日 : 0
集金日 : 0
ルート : C1105
次回ルート : C1105
営業担当 : []

URL : <http://www.clean-more.ne.jp>

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号	0	0	0	3
------	---	---	---	---

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費		

支出年月日	令和5年5月10日他	支 出 額	百万 千 円 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="width: 25px; height: 25px;"></td><td style="width: 25px; height: 25px;"></td><td style="width: 25px; height: 25px;"></td><td style="width: 25px; height: 25px;"></td><td style="width: 25px; height: 25px; text-align: center;">9</td><td style="width: 25px; height: 25px; text-align: center;">9</td><td style="width: 25px; height: 25px; text-align: center;">0</td></tr> </table>					9	9	0
				9	9	0				
使 途	清掃用フロアモップレンタル料(5月、6月分) 政務活動及びそのたの議員活動の用途に使用するため1／2按分とする。 (按分した場合の積算方法 990×2ヶ月×0.5 = 990)									

領 収 書 等 貼 付 欄	自民党県議団
③ ⑤ 埼玉県議会自由民主党議員団	
※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)。 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。	

お客さま名 [REDACTED] 秀和
埼玉県議会議員 長峰 宏井 様

納品・請求書
兼・領・收・書

ダスキンフランチャイズチェーン加盟店

ダスキン坂戸

株式会社ダスキンサーブ北関東

〒350-2213 鶴ヶ島市脚折1523-6

TEL 049-285-5695 FAX 049-286-7731

0120-00-5695

N-1001024156

No. 1001934156

No. 100193415600

発行日 2023年 5月 10日 次回訪問日 2023年 6月 1日 介護員会員 現金収支

No. 100193415600

ダスキンフランチャイズチェーン加盟店

納品・請求書
兼 領 取 書

ダスキン坂戸

株式会社ダスキンサーヴ北関東

株式会社シナトラック　北関東
〒350-2213 鶴ヶ島市脚折1523-6

TELE 049-285-5695 FAX 049-286-7731

0120-00-5695

NE-1001042428

No. 1001942432

No. 100194243200

品一回 収訂正

お客様さま名 [REDACTED] 玉島議会議員 長崎 素和 様

發行日：2023年6月7日 初次發售日：2023年6月7日 現金回購期：15日

商品・サービス内容		契約数	前回残	単価	納品	回収	金額	納品	回収	金額	備考
フロアモップF	FM-DF	4W	1	1	990	1	1	990			

269

整理番号

--	--	--	--

 - 1

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費		

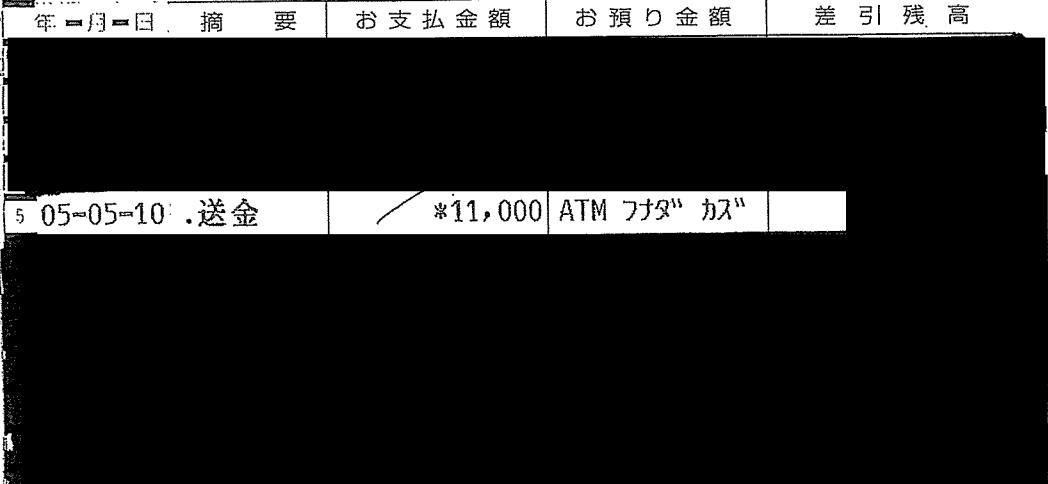
支出年月日	15 年 15 月 10 日	支 出 額	百万 千 円 9 9 0 0
-------	----------------	-------	-------------------

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	事務所エアコンクリーニング代 $11000 \times 0.9 = 9900$		
-----	---	--	--

領 収 書 等 貼 付 欄 ④ 銘木正人 埼玉県議会自由民主党議員団

政務活動費の割合が9割のため

年 - 月 - 日	摘 要	お 支 払 金 額	お 預 り 金 額	差 引 残 高
				

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

3 | -2

請求書

INVOICE

請求日：

2023/5/6

請求番号:

鈴木正人事務所 御中

下記の通りご請求申し上げます。

おそうじ屋 ふなだ

T353-0007

埼玉県志木市柏町1-9-77
グローリオ志木柏町403

TEL : 048-483-4332
FAX : 048-483-4339

ご請求金額

¥11,000 (税込)

担当：

備考

いつもご利用いただきありがとうございます。

振込先：みずほ銀行 成増支店（普通）1287417 フナダ カズヒロ

お振込み手数料は御社ご負担にてお願いいたします。

お支払い期限：2023/5/31

整理番号

			2	8
--	--	--	---	---

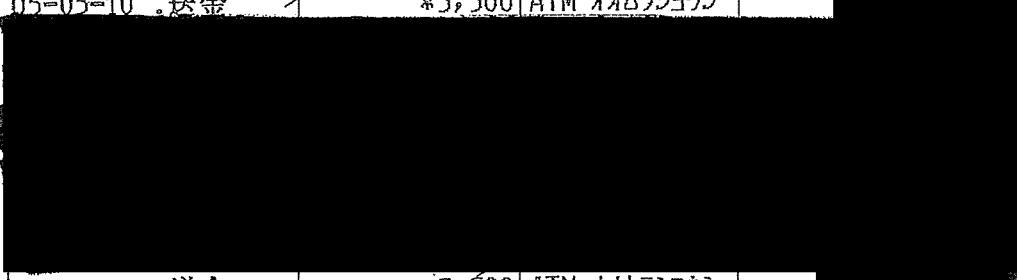
 - |

ちようふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】	
	1:調査研究費	2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】	
	3:広聴費	4:要請・陳情等活動費
【経常的経費】		
6:人件費	7:事務所費	
9:資料購入・作成費	8:事務費	
10:交通費		

支出年月日	□5 年 □5 月 □10 日 5年 6月 5日	支 出 額	百万 千 円 □□□ 9 9 0 0
使 途	$5500 \times 0.9 = 4950$ $4950 \times 2 = 9900$		
領 収 書 等 貼 付 欄	<input checked="" type="checkbox"/> 銀行不正人 埼玉県議会自由民主党議員団 正規活動費割合が9割(9%) 		

05-05-10 送金	*5,500 ATM オムラショウシ	 るような記載) ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。	
05-06-05 送金	*5,500 ATM オムラショウシ		

得意様コード

〒353-0002 28-2
埼玉県志木市
中宗岡1-1-2

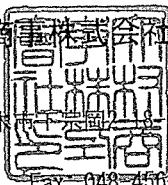
鈴木正人事務所 様

2023/04/30

P.

1

大村商事株式会社



〒353-0003 埼玉県志木市下赤塚2-18-20

Tel: 048-472-0328 Fax: 048-456-0020

毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。

取引銀行：武蔵野銀行 志木支店 当座預金 No. 2000597
埼玉りそな銀行 志木支店 普通預金 No. 619492

卷之三

¥5,500

備 考 :

※ご入金額等をご確認されたい場合は、当社までご連絡下さるようお願い致します。

お得意様コード

〒353-0002
埼玉県志木市
中宗岡1-1-2

28-3

2023/05/31

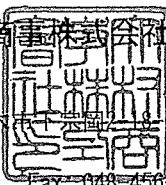
P.

鈴木正人事務所 様

大村商事株式会社

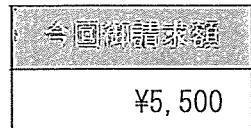
〒353-0003 埼玉県志木市十宗園 18-20

Tel: 048-472-0328 Fax: 048-456-0020



毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。

取引銀行:武蔵野銀行 志木支店 当座預金 No. 2000597
埼玉りそな銀行 志木支店 普通預金 No. 619492



備 考 :

※ご入金額等をご確認されたい場合は、当社までご連絡下さるようお願い致します。

整理番号 32 -

ちようふ 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】	
	1:調査研究費	2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】	
	3:広聴費	4:要請・陳情等活動費
	5:広報費	
【経常的経費】		
6:人件費		
7:事務所費		
8:事務費		
9:資料購入・作成費		
10:交通費		

支出年月日	□□年□□月□□日 5年 6月 5日	支 出 額	百万 千 円 □□□20592
使 途	契約馬車場代(6、7月分) + 手数料	(11000+440) × 0.9 = 10296 10296 × 2 = 20592	※政務活動費を充当した金額を記載

領 収 書 等 貼 付 欄		⑤金不正人 埼玉県議会自由民主党議員団 政務活動費の割合が 支払先 (有)東久土地 9割1のため	
05-05-10 .送金	*11,000	ATM ユカイコウト	
05-05-10 .手数料	*440		
05-06-05 .送金	*11,000	ATM ユカイコウト	
05-06-05 .手数料	*440		

※領收書等の記載欄
 ④発行者、⑤宛名が記載されたこと、
 ⑥記載金額と合計金額が一致したこと、
 ⑦記載金額と合計金額が一致したこと。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 133-1

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】	
	1:調査研究費	2:グループ活動費
	3:広聴・広報活動費	4:要請・陳情等活動費
【経常的経費】		5:広報費
6:人件費		7:事務所費
9:資料購入・作成費		8:事務費
10:交通費		

支出年月日	5 年 5 月 10 日	支 出 額	百万 千 円 1 3 5 7 9 2
※政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	事務所賃借代(6月,7月分) +振込手数料	$(75,000 + 440) \times 0.9 = 67,896$ $67,896 \times 2 = 135,792$
-----	--------------------------	---

領 収 書 等 貼 付 欄	⑤ 銀行正人 支払先 (株)コスモ	埼玉県議会自由民主党議員団 政務活動費の割合 9割10%台
---------------	----------------------	-------------------------------------

年 月 日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
05-05-10	送金	*75,000	ATM カコスモ	
05-05-10	手数料	*440		

05-06-05 送金	*75,000	ATM カコスモ	
05-06-05 手数料	*440		

※
 ④
 ⑤

るような記載)、

39-2

事業用賃貸借契約書（事務所）更新

貸主代理 ㈱コスモ（以下「甲」という。）と借主 鈴木正人（以下「乙」という。）は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	成田貸事務所		
	所在 地	(住居表示) 志木市中宗岡1-1-2		
		(登記簿) 志木市中宗岡1-3471-3		
	構 造	木造・鉄骨・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他()／ ／瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他()／ ()階建／全()戸		
	種 類	事務所	新築年月	昭和 53年 4月
	面 積	49.55m ²		
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容

事務所

頭書(3) 契約期間

令和3年 1月 15日 から 令和6年 1月 14日まで (3年間)

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 75,000円 (内消費税等 円)	管理・ 共益費	月額 (内消費税等 円)	家 貢 保険料	15,000円
敷 金	150,000円 (賃料 2ヶ月)	礼金		附 属 施設料	月額 (内消費税等 円)
	円 (賃料 カ月)	償 却			
その他の条件					
貸与する鍵	鍵No. 本数				
賃料等の支払時期		翌月分を前月 日まで			
賃料等 の支 払 方 法	山 振 込				
	口持 参	持 参 先			
	口座引落	委託会社名			

33-3

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	[REDACTED]
	(自宅) TEL	[REDACTED]
	(勤め先) TEL	(会社名・部署名)
	(携帯) TEL	[REDACTED]

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]

管理業者	商号又は名称 株式会社 コスモ
所在地	新座市新座3-4-41 TEL 048(480)3500
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号
全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 (賃貸不動産管理士・賃貸不動産経営管理士:登録番号) ※賃貸不動産管理士または賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所

頭書(7) 更新に関する事項

更新事務手数料として家賃の1ヶ月分払うものとする

頭書(8) 特約事項

事務所内外装・設備等、借主は貸主に対して、買取請求しないものとする。

明け渡し時は中には何もない状態で引き渡すものとする。

更新契約はいたしますが、建物老朽化に伴い生じる不具合は家主には修繕義務がなく、借家人が自ら修繕すべきものとする。

事務所としての使用に耐えられなくなった場合は、速やかに明け渡すこと。明け渡しに際にかかる費用は貸主は一切負担いたしません。

23-4

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年12月23日

甲・貸主 代理	氏名 株式会社 ユスモ ^{■■■■■} 住所 新座市新座 3-4-41	TEL 048 (480) 3500
乙・借主	氏名 ^{金木正人} 住所 ■■■■■	TEL ■■■■■
連帯保証人	氏名 ■■■■■ 住所 ■■■■■	TEL ()
保証機関	※機関保証を利用する場合に記入して下さい。	

	A	B
宅地建物取引業者	商号又は名称 株式会社 ユスモ 代表者の氏名 菊地 崇 ^{■■■■■}	商号又は名称 代表者の氏名 ^印
	主たる事務所 新座市新座 3-4-41 所在地・TEL 048-480-3500	主たる事務所 所在地・TEL
	免許証番号 埼玉県知事(3)第 21803号 免許年月日 2年 4月 1日	免許証番号 () 第 号 免許年月日 年 月 日
	氏名 ■■■■■ 登録番号 ■■■■■	氏名 ^印 登録番号 知事 第 号
宅地建物取引主任者	業務に従事する 事務所名 株式会社 ユスモ 事務所所在地 新座市新座 3-4-41 TEL 048-480-3500	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号 19

政務活動費 領收書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】	
	1:調査研究費	2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】	
	3:広聴費	4:要請・陳情等活動費
【経常的経費】		5:広報費
		6:人件費
		7:事務所費
		8:事務費
		9:資料購入・作成費
		10:交通費

支出年月日	□5年□5月□11日	支 出 額	百万 千 円
			□□□□□□□□□□□□
使 途	※政務活動費を充当した金額を記載 政務活動に使用する割合が $\frac{6}{10}$ 以上あるため		
	4月分事業ゴミ処理代		
	$4,400 \times 0.6 = 2,640$		
	$440 \times 0.6 = 264$		

細賀利軍でサービスサニーチュラッシャー

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。TEL 048-721-1111

取引銀行		取引店	口座番号	*****	
0017		*****			
取扱店	お取引日		時刻		
57248	05-05-11		09:27		
お取引内容	お取引金額(円)		手数料		
振込	¥4,400		¥440		
お取引後の残高(円)			おつり		

お取引現金内訳 (1万円) 万円		(5千円) 千円		(1千円) 千円	
					I C 認証 (硬貨)
					電信
お振込明細またはご案内					
お 受 取 人	カメリシソキソ ミサト 普通 0178856 1)ネモトセイソウ様 登録番号 0002				
ご依頼人	アイザワケイイチロウ セイムカット"ウジ"様				
電話番号	[REDACTED]				印紙税申告納付につき浦和 税務署承認済
取扱番号	300040				

埼玉県議会自由民主党議員団

蓬澤至一卽

別紙明細

¥440 [振込手数料]

しないこと。
が足りない場合は、別紙を使用すること。
(番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途（「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載）、④発行者、⑤宛名が記載されていること（一部記載がない場合は、余白に補記すること。）。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号			19	-	乙
------	--	--	----	---	---

お客様コードNo. [REDACTED]

逢澤 圭一郎 事務所 様

請求書

(発行日 5年5月2日)

No.

有限会社 根本清掃

〒341-0044

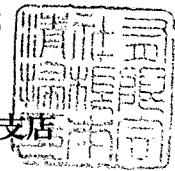
埼玉県三郷市戸ヶ崎4丁目256

TEL: 048-955-2466

FAX: 048-956-6197

振込口座 亀有信用金庫三郷支店

普通口座 0178856



PAGE 1

毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。(5年4月30日締切分)

前回御請求額	御入金額	調整額	差引繰越金額	税抜御買上額	消費税額等	今回御請求額
[REDACTED]	[REDACTED]	0	0	4,000	400	4,400

年月日	伝票No.	商品名	数量	単位	単価	金額
5 429	304	ゴミ処理代基本料4月分 《逢澤 圭一郎 事務所 様》		1台	4,000	4,000
				<御買上額:	4,000	4,000
				[御入金額:]		4,400
		【計】 外税額 (外税対象額: 【御買上額合計】 内消費税額等 (課税対象額:	4,000)		4,000 400 4,400 (400	4,000 400 4,400 400

領收証

逢澤圭一郎事務所様 2023年5月11日

NO. _____

¥ 4400 -

但し 4月分事業ご利用 上記の金額正に領収いたしました

内消費税
現金
小切手

¥ 400 -

屎尿浄化槽維持管理士
三郷市指定一般廃棄物処理
屎尿浄化槽清掃

有限会社 根本清掃

埼玉県三郷市戸ヶ崎4丁目256
TEL (048) 955-2466
FAX (048) 956-6197

収入

印紙

係

J104953

整理番号

			25	-
--	--	--	----	---

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費	
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費	
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費	
※政務活動費を充当した金額を記載		

支出年月日	5 年 5 月 11 日	支 出 額	百万 千 円 4 9 0 4 0
使 途	事務所駐車場代 (4月・5月・6月分) $48,400 \text{ 円} - (12,100 \text{ 円} (3月分)) \times \frac{8}{10} = 29,040 \text{ 円}$ 政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため		

領収書等貼付欄



とちぎんキャッシュサービス

ご利用明細票

とちぎんをご利用いただきありがとうございます。ただいまのお取引明細は下記の通りです。どうぞお確かめください。

お取扱日	お取扱店	機番	銀行番号	支店番号	口座番号	お取引種類
050511	0026	052	0517	■■■	■■■	お振込み
受付通番 0196	万円 5千円 二千円 千円	500 100 50 10 5 1	手数料 ¥550	おつり	お取引後残高	お取引金額 ¥48,400
お取引時刻 10:51	通番 005031					

TOCHIGI BANK
栃木銀行

裏面のご案内もご覧ください。

埼玉りそな銀行
普通 口座番号1442614
フジカエステート(カ 様へ
アサイ アキラ 様から
電話番号048-962-5777

南越谷支店
駐車場代金 3月・4月・5月・6月分
(12,100) 振込通番000016

*領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)。

*按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

駐車場（自動車保管場所） 契約書

所在地： 越谷市越ヶ谷一丁目4621番3, 4, 5

名 称： 文化エステート越ヶ谷駐車場 内第 号

車種プレートナンバー スバル サンバー (色 グレー)

賃料： 壱ヶ月金12,100円也（内消費税1,100円）

上記に就き貸主を甲とし借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する

第1条 貸借の期間は令和3年5月1日より令和4年3月12日迄とする。但し、甲乙の双方どちらからの申し出がない限り、本契約は以後1年毎の自動更新するものとする。

第2条 貸料は毎月末日までに、乙は甲方に翌月分を持参、又は指定金融機関に支払うこと（振込手数料は乙の負担とする）。万一一ヶ月なりとも滞納せる際は権利金敷金の有無にかかわらず、甲は何等の催告を要せずして、本契約を解除し乙は即時明渡すものとする。

第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。

第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又貸借権の譲渡及転貸は絶対にしてはならない。

第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することができる。

第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。

第7条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等(無断駐車含む)による損害前に止坐、次難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。

第8条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1)自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれに準ずる者又はその構成員（以下總称して「反社会的勢力」という）ではないこと。

(2)自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。

(3)反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

(4)自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

①相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。

②偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

- 2 甲及び乙が、次のいずれかに該当した場合には、何らの催告も要せずして、本契約の解除を命じることができる。
- (1)前項の確約に反する事実が判明したとき。
 - (2)契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。
 - (3)乙が次の行為を行ったとき。
 - ①本契約場所を反社会的勢力の活動の拠点に供すること。
 - ②本契約場所又は本契約場所の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
 - ③本契約場所を反社会的勢力に使用させ、又は反復継続して反社会的勢力に使用させること。

第10条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は壹ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

特約条項

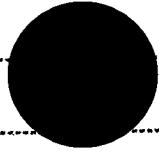
- ・「自動車保管場所使用承諾証明書」作成時は手数料として金5,500円（内消費税500円）申し受けます。
- ・駐車される車の変更があった場合は、速やかに車検証の写しを車の種類と色も分かるようにして提出すること。
- ・契約時の消費税率は10%として計算し、その後改正があった場合は変更となります。
- ・本契約は、令和3年3月12日に契約した文化エstate越ヶ谷第2駐車場No.2号の移動に伴う契約の為、礼金1ヶ月分を免除するものとする。

受取人

口座名義人

上記契約の証として、本契約書を式通作成し甲乙双方署名捺印の上各空欄を所持する。

令和 3年 5月 1日

貸主（甲）	住所	越谷市南越谷4丁目5番地2 文化エstate株式会社	
	氏名	代表取締役 中山寧子	
	電話	048-985-6134	

借主（乙）	住所	越谷市越ヶ谷1丁目8番6号	
	氏名	茂井明	
	電話	048-962-5227	

整理番号

				/
--	--	--	--	---

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	【調査研究・政策立案活動費】		
	1:調査研究費	2:グループ活動費	
	【広聴・広報活動費】		
	3:広聴費	4:要請・陳情等活動費	5:広報費
	【経常的経費】		
	6:人件費	7:事務所費	8:事務費
	9:資料購入・作成費	10:交通費	

支出年月日	15年 5月 15日	支 出 額	百万 千 円 ¥ 1,575,000
※政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所賃料 4月 $25,000 \times 3\frac{1}{2} = 225,000$ 政務活動に使用する割合が $\frac{7}{10}$ 以上であるため $225,000 \text{円} \times 0.7 = 157,500 \text{円}$		

領 収 書 等 貼 付 欄		埼玉県議会自由民主党議員団																						
 <p>毎度ご利用いただきありがとうございます。お取扱明細票をどうぞお確かめ下さい。裏面もご覧下さい。</p> <table border="1"> <tr> <td>ご利用年月日</td> <td>取扱金庫・店番・機番通番</td> </tr> <tr> <td>05 05 15</td> <td>12510459-0189</td> </tr> <tr> <td colspan="2">カード発行金融機関・店番・口座番号</td> </tr> <tr> <td>1251-</td> <td>*****</td> </tr> <tr> <td>お取引金種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>お取引登録</td> <td>お 引 出</td> </tr> <tr> <td>通帳料</td> <td>¥ 550</td> </tr> <tr> <td>手数料</td> <td>通帳料</td> </tr> <tr> <td>時刻</td> <td>14:08</td> </tr> <tr> <td>説明コード</td> <td>¥ 225,000*</td> </tr> <tr> <td></td> <td>お取引後残高</td> </tr> </table> <p>〔振込手数料〕</p> <p>お受取人 様</p> <p>お依頼人 様</p> <p>印紙税申告納 印紙税申告納 税務署承認済</p> <p>◎ 川口信用金庫 C-10-1</p> <p>※領収書等には、①年月日、②金額、③便送りになし、④支拂いとして記載されたか分かるような記載)、 ④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。</p>			ご利用年月日	取扱金庫・店番・機番通番	05 05 15	12510459-0189	カード発行金融機関・店番・口座番号		1251-	*****	お取引金種		お取引登録	お 引 出	通帳料	¥ 550	手数料	通帳料	時刻	14:08	説明コード	¥ 225,000*		お取引後残高
ご利用年月日	取扱金庫・店番・機番通番																							
05 05 15	12510459-0189																							
カード発行金融機関・店番・口座番号																								
1251-	*****																							
お取引金種																								
お取引登録	お 引 出																							
通帳料	¥ 550																							
手数料	通帳料																							
時刻	14:08																							
説明コード	¥ 225,000*																							
	お取引後残高																							



普通預金(兼お借入明細)

うめざわ信一 4

*差引残高欄に(-)印があるものは貸越残高です。

摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
----	-------	-------	------

[Redacted]			
[Redacted]			
① 5- 5-15	ATM振込	225,000	[Redacted]

[Redacted]			
[Redacted]			
① 5- 5-15	ATM振込	225,000	[Redacted]

1. 証券類をご入金のときは摘要欄に記号(他券、振込)と日付を印字します。
払戻しのできる日は、上記日付の午後となります。
2. 摘要欄に「#AD#」、「#CD#」等の「# #」のついた取引については再記帳いたします。 4

建物賃借契約書

賃貸人 [REDACTED] (以下「甲」という)、賃借人 梅沢佳一(以下「乙」という)は、次のとおり、建物賃借契約を締結する。

第一条 (賃貸借物件) 甲は乙に次の物件 (以下「本物件」という) を賃貸借する

建物の表示 ; 名 称 うめざわ事務所

所在地 久喜市栗橋中央 2-9-14

構 造 木造平屋建て

床面積 18 m²

第二条 (賃貸借期間) 賃貸借期間の定めは、次のとおりとする。

期 間 令和5年4月1日から令和9年3月31日までとする。

第三条 (賃料等) 賃料は次のとおりとする。

賃 料 1か月 金 75,000円

以上のとおり契約が成立したので、本契約書2通を作成し、各自押印の上、各1通を保有するものとする。

賃貸人 (甲) [REDACTED]

賃借人 (乙) 久喜市栗橋東 2-5-8

梅沢佳一 [REDACTED]

整理番号

27

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費		
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費		
【経常的経費】			
	6:人件費	7:事務所費	8:事務費
9:資料購入・作成費 10:交通費			

支出年月日	5年 5月 19日	支出額	百万 千 円 44100
※政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	県政調査室事務所内装工事費		
領収書等貼付欄			政務活動に使用する割合が9/10以上あるため 大島工務店 内部クロス張替工事 $49,000 \times 9/10 = 44,100$

領 収 証

埼玉県議会自由民主党議員団様

令和5年 5月19日

金 44,100円也

但し 事務所内装工事
上記の金額正に領収いたしました

一般建築・設計・施工
 有限会社 **大島工務店**
 取締役 大島規盟
 埼玉県東松山市和泉町7-6
 TEL. 0493-(23)6143
 FAX. 0493-(23)6133

整理番号

			/
--	--	--	---

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費		
-------------------------------------	---	--	--

支出年月日	R <input type="text" value="05"/> 年 <input type="text" value="05"/> 月 <input type="text" value="19"/> 日	支 出 額 百万 千 円 <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/>
※政務活動費を充当した金額を記載		
使 途	5・6・7 月分 家賃 <small>政務活動に使用する割合が9/10以上あるため</small>	
領 収 書 等 貼 付 欄		$150000 \times 9/10 = 135000$

領 収 証	
諸井様 2023年 5月 19日	
★ ¥ 150,000 -	
但 5月 6月 7月分 家賃 上記正に領収いたしました	
内 訳	
税抜金額	
消費税額等(%)	

コクヨ ウケ-1048

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

誰が真英事務所御申

下記の不動産について、宅地建物取引業法第35条の規定に基づき、次のとおり説明します。
 この内容は重要ですから、十分理解されるようお願いします。

(免許番号) 埼玉県知事
 (主たる事務所) 羽生市中央5丁目3番3号
 (13) 第6528号
 (前号) 有限公司 江森不動産
 (免許年月日) 令和3年10月31日
 (登記をする宅地建物取引士) 江森、旗記
 (代表者) 江森、旗記
 (住所) [REDACTED]

1. 物件の表示

物 件 名 表 示	在 地 称	羽生市南7丁目18-10
面 積	積	42.78 m ²
種 類	類	一戸建

建物 構 造	鉄筋コンクリート造
階数	2階
構造部分	柱・梁・鉄骨スラート・葺き土壁
耐震等級	2階
耐震診断の有無	無
耐震診断の有無	無
16. 土砂災害警戒区域に関する事項	当該物件は土砂災害警戒区域外です。
17. 造成宅地防災区域に関する事項	当該物件は造成宅地防災区域外です。
18. 水防法施行規則の規定により市町村の長が提供する図面	水害ハザードマップにおける当該建物の所在地
水害ハザードマップの有無	洪水の有無 図面名称：羽生市洪水ハザードマップ (照会先：羽生市地域振興課048-561-1121)
雨水の有無	雨水の有無 図面名称：羽生市洪水ハザードマップ (照会先：羽生市地域振興課048-561-1121)
高瀬の有無	高瀬の有無 図面名称：(照会先：)

3. 登記簿に記載された事項

所有者名義人：貸主と同じ

甲区：所有権のみ

乙区：無

4. 費料・共益費等の支払時期及び方法

原則として、毎月末日までに翌月分を指定された口座にお振込み下さい。
 (振込手数料は借主負担)

5. 契約期間及び更新に関する事項

契約期間（更新） 令和4年6月1日から令和7年5月31日までの3年間

更新に関する事項 可

更新料 無

敷金の預託がある場合、賃料が増額した場合に差額を補填することになります。

1) 借主は敷金をもつて賃料その他の本賃貸借契約に基づく借主の債務の弁済に充当することを主張することができます。

2) 本物件の明け渡しの際には、原状回復を要します。修繕を要する場合は、甲は預り敷金を修繕費に充當することができます。

6. 敷金の精算に関する事項

1) 借主は敷金をもつて賃料その他の本賃貸借契約に基づく借主の債務の弁済に充当することを主張することができます。

2) 本物件の明け渡しの際には、原状回復を要します。修繕を要する場合は、甲は預り敷金を修繕費に充當することができます。

7. 登記簿に記載された事項

所有者名義人：貸主と同じ

甲区：所有権のみ

乙区：無

8. 水害ハザードマップの廃止に関する事項

上記乙区が他の場合、その抵当権が実行され競売になります。買受人から明渡しを求められたときに
 は、6カ月以内に明渡さなければなりません。この場合、貸主に預けた敷金（保証金）についての精算は、買受人に求めることができません。（当初の貸主に求めることになります）
 なお、買受人から新たな賃貸借契約の締結と敷金の預託を求められる場合があります。

10. 供託所等に関する説明

宅地建物取引業保証協会の名称・所在地	所轄地方本部の名称・所在地
(社) 全国宅地建物取引業保証協会	(社) 全国宅地建物取引業保証協会埼玉地方本部
東京都千代田区岩本町2-6-3	埼玉県さいたま市東高砂町6-1-5

1. 損害賠償の予定等に関する事項

別紙契約書とおり

1.2. 契約解除に関する事項

別紙契約書とおり

1.3. 石綿使用調査の内容

石綿使用調査結果記録の有無 無

1.4. 耐震診断の内容

耐震診断の有無 無

1.5. 土砂災害警戒区域に関する事項

当該物件は土砂災害警戒区域外です。

1.6. 造成宅地防災区域に関する事項

当該物件は造成宅地防災区域外です。

1.7. 連帯保証人の債務の担保

極度額 金300,000円（賃料の6ヶ月分とする）

1.8. 水防法施行規則の規定により市町村の長が提供する図面

建物の所在地

水害ハザードマップの有無 洪水の有無
図面名称：羽生市洪水ハザードマップ
(照会先：羽生市地域振興課048-561-1121)雨水の有無
図面名称：羽生市洪水ハザードマップ
(照会先：羽生市地域振興課048-561-1121)高瀬の有無
図面名称：(照会先：)

4. 供託所等に関する説明

宅地建物取引業保証協会の名称・所在地

(社) 全国宅地建物取引業保証協会

東京都千代田区岩本町2-6-3

埼玉県さいたま市東高砂町6-1-5

弁済業務保証金の供託所・所在地 東京都法務局

東京都千代田区大手町1-3-3

上記物件の説明を受けました。

平成19年5月17日付け店舗賃貸借契約（以下「原契約」という）につき、
 本更新契約は、賃貸借期間の変更の他、原契約に何ら変更はありません。